

新旧対照表

発議第3号参考資料

○伊豆市議会基本条例（平成28年伊豆市条例第23号）

改正後	改正前
<p>(議員研修及び調査研究)</p> <p>第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上並びに議会運営の強化等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層との調査研究を積極的に行うものとする。</p> <p>3 議員は、第1項の議員研修に関して積極的に提案し、及び参加するよう努めるものとする。</p> <p>(予算決算審議)</p> <p>第16条 議会は、予算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。</p> <p>2 議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。</p> <p>(監視機能の充実及び強化)</p> <p>第17条</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、伊豆市総合計画条例（平成26年伊豆市条例第9号）第5条に規定する基本構想の策定及び変更に関することとする。ただし、軽微な変更を除く。</p>	<p>(議員研修及び調査研究)</p> <p>第7条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層との調査研究を積極的に行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(予算決算審議)</p> <p>第16条 議会は、予算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。</p> <p>2 議会は、決算の審議に当たり、市長等が執行した事業等の評価を行うため、市長等に必要な資料の提出_____を求めることができるものとする。</p> <p>(監視機能の充実及び強化)</p> <p>第17条</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については次に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。</p> <p>(1) 伊豆市総合計画条例第5条に規定する基本構想の策定及び変更に関すること。</p>